

## 令和元年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 令和元年8月19日(月)  
午後1時30分から午後2時15分まで

2 開催場所 宇都宮市役所本庁舎 14A会議室

3 出席者

会長 A

委員 B

C

D

E

事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

本日は、特定個人情報保護評価の適合性及び妥当性に係る諮問案件1件について御審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきますが、会議の進行はA会長にお願いいたします。

(2) 審議

会長 それでは、審議に入りたいと思います。

本日の諮問案件は、次第にありますとおり、令和元年度諮問第1号「個人住民税課税に関する事務」及び「地方税の徴収及び滞納整理に関する事務」に係る特定個人情報保護評価(全項目評価書)の適合性及び妥当性についてであります。

まずは、実施機関から御説明をいただき、質疑応答等を経た上で審議に入りたいと思いますので、実施機関に入室していただくようお願いします。

[実施機関(税制課)入室]

会長 それでは、最初に、所属と名前をお願いいたします。

[実施機関(税制課)自己紹介]

会 長            それでは、諮問の内容について御説明をお願いいたします。  
                  [実施機関（税制課）諮問内容説明]

会 長            実施機関からの説明は終わりました。  
                  委員の皆様から御質問がありましたら、お願いいたします。

B委員            事前に事務局より送付いただいていた資料の別添1－2及び別添2－2と机上に配布されていた当該資料との違いは、下線の有無のみで、その他の部分の内容は同じということよろしいでしょうか。

実施機関        B委員の認識のとおりです。

B委員            資料の別添1－2の69ページ下線部分において、「ファイルの複製は、持出制御操作ができないようシステム上制御している。」とありますが、「持出制御操作」は、「持出操作」の誤りではないでしょうか。

実施機関        こちらについては、コンピュータ上の処理で、複製する操作を制御するものになります。  
                  要するにコンピュータ上の処理により、ファイルのコピーができなくなるものになります。  
                  持出操作が出来ないように制御するものになりますので、「持出制御操作ができないように制御する」という記載は誤りですので、「持出操作」に修正いたします。

会 長            E委員はいかがでしょうか。

E委員            資料の別添1－2の68ページの生体認証の部分についてですが、先ほど実施機関より、「1 ユーザの認証方法」の「ユーザID（職員番号）と生体認証（指静脈）」の部分に変更箇所であると説明があったと思うのですが、同ページの「2 なりすましが行われなかったための対策」にも「生体認証（指静脈）」が対策として記述されていますが、この部分については以前から生体認証（指静脈）について記述されていたのでしょうか。  
                  生体認証（指静脈）による対策が今回導入されたのであれば、項目2についても今回併せて導入されたのかと思うのですが、いかがでしょうか。  
                  また、別添2－2についても同様の表記になっていると思うのですが、いかがでしょうか。

実施機関        生体認証（指静脈）については、今回初めて導入される対策になりますの

で、「1 ユーザの認証方法」の変更に附随して「2 なりすましが行われ  
ないための対策」部分においても今回変更した箇所となりますが、主な変更  
点として1の部分のみ下線を引かせていただきました。

E委員 変更点を明確にするという観点からしますと、項目2についても変更してい  
るのであれば、その旨を示す必要があると思います。

B委員 同様の箇所が他にもあるのでしょうか。

実施機関 下線を引いていない変更箇所については、E委員がご指摘いただいた部分  
のみになります。

D委員 システム上の制御について、今までは情報政策課だけがファイルの複製が可  
能であるという認識でよいでしょうか。

また、今後はシステム上での制御になるということですが、制御ができる  
課については、今まで通り、所管課及び情報政策課のみなのか、それとも他  
の課においても制御が可能なのか、変更点などを具体的に教えてください。

実施機関 今までのシステムでは、業務の所管課でファイル进行操作すること自体、技  
術的に不可能だったのですが、新しいシステムになりますと、所管課でファ  
イル进行操作することが技術的には可能になってしまいます。

そのため、所管課でファイル进行操作することができないような制御ソフト  
を業務所管課の各端末にインストールすることで、ファイル複製の操作がで  
きないような措置を講じるものになります。

D委員 そうすると、新しいシステムにおいても従来どおり、情報政策課のみでファ  
イルの操作ができるということでしょうか。

実施機関 はい。

実務上は変わらず、情報政策課のみ操作ができるものになります。

D委員 分かりました。

もう1点お伺いしますが、指認証システムを導入するということですが、  
指認証システムになると、システム上で利用できる業務の範囲が従来と比較  
して狭くなるということなのでしょうか。

指認証システムの導入により、実際に、特定個人情報の取扱いに従事する  
職員数の増減はあるのでしょうか。

実施機関 人数については、変更はございませんが、各個人によって利用できる業務

が異なります。

従来のアクセス制限は、所属に対して設けており、所管課の所属するグループや係によって使用できる機能の制御を行っていたのですが、指認証システムにおいては、個人単位での制御が可能となりますので、同じ系の職員であっても、担当する業務によって使用できる機能と使用できない機能を制御するものになります。

D委員 分かりました。

C委員 別添1-2及び別添2-2の宣言文につきまして、上から4行目に「リスクを軽減」という表記がありますが、これは「軽減」が正しいのでしょうか。

また、宣言文については、市民に対して宣言をしているものになるのでしょうか。

実施機関 平成29年度の住民基本台帳システムの諮問の際にも、「軽減」よりも「回避」がふさわしいという御指摘をいただいていたと思いますので、改めて、こちらについては、訂正について検討させていただければと思います。

C委員 平成29年度の住民基本台帳システムの諮問の際にも同様の質問をしたのですが、その際にはこの件について何ら検討を行わなかったのでしょうか。

実施機関 前回は、住民基本台帳システムの特定個人情報保護評価書の宣言文について御指摘いただいたものであり、今回はそれとは別の税システムについてありますので、改めて検討させていただきます。

C委員 この宣言文は、リスク回避についての市の姿勢を述べているのだと思うのですが、完全にリスクをなくすという姿勢を見せるという意味では、軽減という表現は適当ではないと思いますので、御検討をお願いいたします。

会 長 別添1-2の91ページの一番上に指認証についての記載がありますが、変更前後を比較しますと、指認証にすることで、セキュリティが格段に向上するとは思いますが、本システムについては、システムを使用する人が非常に限られていますが、変更前のセキュリティ対策の不十分さはどこにあるのでしょうか。

指静脈についても、指をかざすだけで静脈の情報が読み取られてしまうと聞いたこともありますので、そもそも変更前の対策が不十分なのか素朴な疑問を持ちました。

実施機関 変更前につきましては、職員が所持している職員証の中のＩＣカードによる情報とパスワードにより認証を行っていました。

実際に窓口業務に携わる職員として、正規職員以外に臨時職員がいるのですが、臨時職員は職員証を所持していないことから、臨時職員用ＩＣカードを改めて交付した上で業務を行っています。

しかし、カードを交付するまでに１０日から２週間かかってしまうことから、その間他人のＩＣカードでなりすまして業務に携わってしまう危険性がありますので、生体認証により、臨時職員についても業務開始時からすぐに本人のアカウントにより業務に携わることができるよう変更したものになります。

会 長 分かりました。

もう１点あるのですが、別添１－１の２ページ２(４)の「ファイルの取扱いの委託」の網掛け部分の「宇都宮市市税システム構築・保守等包括業務」について、「包括」という言葉が入っていると、下の３つの業務と重なる部分があるようにも見えるのですが、その下の３つの業務とは切り分けられる別の業務であるという認識でよろしいのでしょうか。

実施機関 「宇都宮市市税システム構築・保守等包括業務」については、下の３つの業務と別の業務になりまして、「包括」の意味としては、通常システムの構築業務と保守運用業務については、それぞれ委託するものですが、今回は構築から保守まで全て包括して委託するという意味合いで「包括業務」という言葉を使っております。

会 長 分かりました。

委員の方から何かございますか。

E委員 指認証の件ですが、身体的な障害がある方の場合の静脈認証に代わる対応方法についてはどこかで定められているのでしょうか。

実施機関 今回生体認証を行うソフトウェアにつきましては、生体認証と並行してＩＣカードによる認証も可能となっております。

そのため、指欠損されている方が業務に携わる場合にはＩＣカードによる認証を行う予定となっておりますが、今のところ、該当する職員はおりません。

- E委員            まずは、静脈認証を基本にすることですね。  
                    分かりました。
- D委員            先ほどの生体認証に関係する話になりますが、一度ログインして操作可能になった後のログアウトの時間はどうなっているのでしょうか。
- 実施機関        基本は、一律15分で自動ログアウトされる設定となっております。  
                    ただし、今回諮問する市税システムは15分設定となっておりますが、福祉業務のシステムに関しては、窓口で相談を受けながら業務を行っている場合と15分はすぐに経過してしまうという場合もありますので、使用される業務端末や業務内容によって、ログアウトの時間設定を個別で変更しているという現状になります。
- D委員            15分というのは、従来のICカードとパスワードによる認証の時も同じなのではないでしょうか。  
                    それとも、従来よりも短い設定としたのでしょうか。
- 実施機関        従来のホストコンピュータといわれる古いシステムの時には、一律30分の設定となっており、個別の設定は出来なかったのですが、今回のシステムでは15分に短縮しました。
- D委員            ありがとうございました。
- 会 長            他に御質問はありますか。  
                    よろしいですか。  
                    [「はい」と言う人あり]
- 会 長            それでは、これで質疑を終了したいと思います。  
                    実施機関は退室してください。  
                    [実施機関（税制課）退室]
- 会 長            それでは、諮問第1号について審議したいと思います。  
                    本件につきましては、マイナンバー法の規定により、特定個人情報保護評価書を変更する場合には、当審議会において審議することとされております。  
                    実施機関から説明がありましたとおり「個人住民税課税に関する事務」及び「地方税の徴収及び滞納整理に関する事務」において、市税システムの更新に伴い、平成27年3月に当審議会で審議した「特定個人情報保護評価書」に変更が生じたため、変更内容の適合性及び妥当性について、審議会から意

見を述べるというものであります。

実施機関が説明したように、資料において網掛けされている部分や下線を引いてある部分に変更内容になりますが、それだけに限らず、委員の皆様から御意見があればお願いします。

B委員 「ファイルの取扱いの委託」の部分については、委託する業務の内容及び委託先の変更に基づく記載の変更がなされただけであり、そのほかのログイン手続やファイル操作については、より厳格な方向となっているため、問題はないと思います。

会 長 セキュリティをより充分にしたということでしょうね。

E委員 変更点についての確認ということであれば、先ほどB委員から御指摘のあった別添1-2の69ページの持出操作の記載などの文言的な誤りについて、あとは、私が指摘しました別添1-2の68ページの「なりすましが行われないための対策」の箇所に変更点の下線が引かれていない部分などを修正する必要がありますと思います。

ただ、今回変更があった趣旨で、なぜこういった変更が必要かという点につきましては、B委員がおっしゃたように、セキュリティを高める方向の変更でありますことから、問題がないと思います。

あとは、先ほどC委員から質疑があった別添1-2及び別添2-2の宣言文の文言をどうするかだと思います。

会 長 それでは、まず大きなところを確認し、そのあと資料の体裁等の指摘に戻りましょうか。

宣言文の記載についてC委員はいかがでしょうか。

C委員 市の姿勢として、単なる「軽減」ではないのかなと思います。

D委員 B委員がおっしゃったとおり、今回の変更箇所については、より対策が強まるということで、何ら問題ないと思います。

ただし、C委員がおっしゃった部分については、税部門の職員というよりも、担当課を取りまとめている事務局で対応する話になるのでしょうか。

前回、C委員から御指摘があった表現については、今までの特定個人情報保護評価についての諮問において共通している部分になると思うのですが、そういった全体の調整はどこが行うのでしょうか。

会 長 委員全員が同意見ということで確認させていただきます。

D委員から御質問があった件について、事務局からいかかがでしょうか。

事務局 特定個人情報保護評価書ですが、前回、御指摘いただいた部分につきましては、事務局で確認すべきところが漏れた部分がありましたので、前回御指摘いただいた住民基本台帳システムと今回諮問しました税関係について、今回の「軽減」という記載につきましては、「回避」という形に修正する方向で検討していきますので、それらの件も含めて、今後も全庁統一した内容となるよう、事務局で調整したいと思います。

会 長 D委員から何か御意見はありますか。

D委員 大丈夫です。

会 長 では、事務局から説明がありました方向で対応していただきましょう。

D委員 前回の住民基本台帳システムの諮問の際も、付記してもらったと思いますので、同様の対応をしていただければと思います。

事務局 はい。

前回も御意見をいただいて修正をした経緯があったと思いますので、今回も同様の対応をとりたいと思います。

会 長 では、そのような形にさせていただきます。

もう1点ですが、先ほどE委員がおっしゃった別添1－2の下線の件について、事前にいただいた資料では下線が引いてありませんでしたが、本日いただいた資料について、変更点についての下線の記載漏れがあったということでしょうか。

D委員 別添1－2の68ページの「なりすましが行われなかったための対策」について、今回、指静脈に対策を変更したのですが、下線を引いていなかったということです。

会 長 下線を引いていない部分があったということですね。

D委員 従来のシステムでも、「なりすましが行われなかったための対策」があり、評価書に記載もあったのですが、今回指静脈に対策が変更になったにもかかわらず、変更点が下線として表記されていなかったのですね。

この点については、先ほどの実施機関からの説明の中で、訂正があったとみなしてよいかと思います。



会 長 実施機関から訂正があったという形ですね。

D委員 B委員から御指摘のあった制御の表現についても、実施機関からの説明の中で訂正があったとみなしてよいと思うのですが、いかがでしょうか。

B委員 訂正があったという形で良いと思います。

ただし、事前に配布された資料については、資料の参考箇所の数字が誤っていたり、別添1-2と2-2については、変更点の下線が引いておらず、確認する箇所が分からない状態でした。

会議の冒頭で、資料の変更について案内があれば良かったと思うのですが、資料の作成については、御配慮いただいた方が良いと思います。

会 長 分かりました。

では、御指摘に基づいて対応していただくという形でよろしいでしょうか。

それでは、先ほど確認しましたとおり、諮問第1号については、特定個人情報保護評価の適合性及び妥当性について問題は認められないということにさせていただきます。

諮問第1号に係る審議は終了しましたので、答申につきましては、今の委員の皆様のお意見を踏まえまして、会長一任により作成させていただき、委員の皆様には後日、答申案を事務局から送付させていただきますので、指定の期日までに内容を確認していただくという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

会 長 ありがとうございます。

それでは、そのような手順で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に「3 その他」ということなのですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

〔発言する人なし〕

会 長 それでは、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 本日の審議会の議事録につきましては、後日、準備ができ次第郵送させていただきます。御確認いただきたいと思うので、よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、これをもちまして令和元年度第1回個人情報保護運営審議会を

終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。